



平成 24 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 理想科学工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 羽 山 明
(コード番号 6413 東証第一部)

問 合 せ 先

役職・氏名 取 締 役 遠 藤 喜 八 郎
電 話 0 3 - 5 4 4 1 - 6 6 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」について、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の当社第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除することができる旨、ならびに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定（第28条 および第37条）を新設するものであります。なお、取締役の一部責任免除の規定（第28条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ② 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次頁のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成24年6月26日
定款変更の効力発生日	平成24年6月26日

<変更の内容>

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行	改 訂 案
(新 設)	<p><u>第28条 (取締役の一部責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
第28条～第35条 (条文省略)	第29条～第36条 (現行どおり)
(新 設)	<p><u>第37条 (監査役の一部責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
第36条～第42条 (条文省略)	第38条～第44条 (現行どおり)

以上